⑵　技術評価項目及び技術評価指標
　ｱ　企業の評価について
　「評価項目①」企業体制　品質管理・環境マネジメントシステムの取組状況
　「評価指標」ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の認証状況について評価
　優：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001の両方を認証取得済
　良：ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれかを認証取得済
　可：未取得
　「項目別配点」
　優：20点
　良：10点
　可：０点
　「評価項目②」施工実績　平成20年度以降の工事の施工実績
　「評価指標」工事の施工実績
　⑴　供用中の道路（国道又は自動車専用道路）における施工面積14千㎡以上ある連続繊維シート接着を実施した工事
　⑵　供用中の道路（国道又は自動車専用道路）における施工面積12千㎡以上ある連続繊維シート接着を実施した工事
　優：⑴の施工実績を同一工事で有する工事
　良：⑵の施工実績を同一工事で有する工事
　可：該当無し
　「項目別配点」
　優：30点
　良：15点
　可：０点
　「評価項目③」安全衛生管理体制　労働安全衛生マネジメントシステムの取組状況
　「評価指標」労働安全衛生マネジメントシステムの認証状況についての評価
　認証有：ＩＳＯ45001の認証取得済
　認証無：ＩＳＯ45001の認証取得無
　「項目別配点」
　有：20点
　無：０点
・技術評価項目に関する証拠書類の写しを技術評価資料に併せて提出すること。
・評価項目①、③において、ＩＳＯ45001、ＩＳＯ9001、ＩＳＯ14001のいずれも申請者が取得している認証が評価指標に該当し、かつ、認証を受けた活動範囲が本工事に係る内容を含むものに限り評価する。
・評価項目②において、特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。（異工種の特定建設工事共同企業体の構成員としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを技術評価資料に併せて提出すること。）
・評価項目②において、特定建設工事共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。
　ｲ　簡易な施工計画の評価について
「評価項目」
　交通規制内の狭小な現場で作業する上での安全管理について、以下の施工計画を提出する。
・施工上配慮すべき事項とその対応
　「評価指標」
　優：施工計画が適切であり、優れた工夫がみられる。
　良：施工計画が適切であり、工夫がみられる。
　可：施工計画が適切であるが、工夫がみられない。
　不採用：施工計画が適切でない。
　「項目別配点」
　優　：30点
　良　：15点
　可　：０点
　不採用：０点
・施工計画の提出がない場合は不適格とする。
・施工計画に記載する文字サイズについては原則10ポイント以上を使用する。
・施工計画の枚数は、説明用図表及び写真等を含みＡ４判片面１枚以内とし、１枚を超えた場合は不採用とする。（説明用図表及び写真等に記載する文字サイズは、本文の文字サイズと同じサイズとする。）
・特記仕様書「11－８　安全に関する新技術を活用した工事中事故防止対策」において、共通仕様書第１章に追加した「１－66－２　工事中事故防止対策（安全に関する新技術）提案書の提案」に基づき提案を予定しているものは除く。
・不採用の場合、評価点は０点とする。
・以下の場合は当該部分を不採用とし、その旨を通知する。
　①　交通保安要員の追加配置に関する内容である場合
　②　標準案※を超える本線規制が必要な場合
　※標準案とは、設計図書に示す図面、特記仕様書、共通仕様書、施工管理要領等の一般的基準に基づいた内容をいう。
　③　施工計画の実施において第三者協議※が必要な場合
　※第三者協議とは、具体例として交通規制材へのＬＥＤ照明器具付加等の当社が設計図書（参考図）に示す交通規制図の変更を伴う内容で、道路交通法第80条により交通管理者との協議が必要となるものなどの内容をいう。
　④　施工計画のうち、過度に費用がかかると発注者が判断した場合
　⑤　施工計画の実施において設計図書に記載のない工程制約が発生する場合
　⑥　評価項目に合致していない場合
　⑦　関係法令に違反する場合
⑶　落札者の決定方法　技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。
　総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
　αの値は「0.1」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
　（（Ｐ／Ｌ×100）－50）／（Ｘ／Ｌ－0.5）（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ）（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
　ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格【注：契約制限価格を超える者は対象としない】　Ｓ：調査基準価格
　ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合はＸ／ＬをＳ／Ｌとする。
⑷　総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
⑸　協議相手の選定方法　全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合は、以下の算出方法により総合評価点数を算出し、総合評価点の最も高い者を確認協議の相手に選定する。
①　総合評価点：（技術評価点×α）＋（価格評価点×0.5）
　αの値は「0.1」とする。
②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）
③　価格評価点：100－200（Ｐ／Ｌ－１）（Ｌ＜Ｐ）
　ここに、Ｐ：入札書に記載の価格（入札価格）　Ｌ：契約制限価格
⑹　施工計画の履行に関する事項　受注者の責により、技術評価資料に記載された施工計画の内容が履行されなかった場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。
４　入札手続等
⑴　担当部局　〒192－8648 東京都八王子市宇津木町231　中日本高速道路株式会社　八王子支社　総務企画部　契約課　電話042－691－1171（代）